



# 津波災害の恐れがあるときは 「徒歩避難」が原則です

東日本大震災では、自家用・公共交通・営業販売・緊急車両などの自動車運行に起因して、多くの尊い命が失われました。

津波警報・大津波警報時には、自動車運行に関する適切な行動が求められており、津波警報時などにおける全ての人命を守るため、津波警報時などの避難行動は徒歩による避難を原則とします。津波警報・大津波警報時における自動車運行に関する指針を確認し、避難行動に役立ててください。

また、津波警報時などによる国道の通行止め（進入禁止）の箇所や看板の設置箇所については12～13ページを、7月27日(土)の「日本代表対フィジー代表」戦における各会場の津波避難導線については、14ページをそれぞれご覧ください。

## 津波警報・大津波警報時における自動車運行に関する指針

浸水が想定される区域 ※1	浸水が想定される区域外 ※1
①車を道路左側に止めるか駐車場に入れ※2鍵を付けたままとし、津波避難場所などの高台に徒歩で避難する ②津波警報が解除されるまで、津波避難場所などの高台から移動しない	①浸水が想定される区域内には絶対に進入しない ②車を道路左側に止めるか駐車場に入れ※2鍵を付けたままとし、ラジオなどで津波に関する情報を確認し、安全を確保する
<b>[共通事項]</b> 地震の発生により、道路損壊、信号機作動停止などが予測されるため、緊急車両※3と認められる車両以外は運転しない。	

- ※1 浸水が想定される区域・外は、平成23年3月11日の東日本大震災津波で浸水した区域を基準とし、区域内外の国道・県道・市道を対象とする
  - ※2 車から離れる際は貴重品を所持する
  - ※3 緊急車両は原則として、津波防災活動を実践しなければならない車両、歩行困難者の安全を確保するための車両とし、次の車両とする
    - ①警察関係車両    ②消防関係車両    ③消防団車両    ④道路維持管理車両
    - ⑤医療関係車両    ⑥要配慮者（避難行動要支援者）支援車両    ⑦身障者移動車両
    - ⑧防災関係者車両    ⑨危険物積載車両
- ※遠地津波に関する情報に注意し、津波の影響がある場合は、浸水が想定される区域には進入しない

## 津波警報などの種類

種類	発表基準	津波の高さの予想区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2mを超え、1m以下の場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	表記なし

問い合わせ 市防災危機管理課 防災係 ☎27-8441